

第 10 期

土 岐 市 分 別 収 集 計 画

令和 4 年 6 月

土 岐 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

土岐市分別収集計画

1 計画策定の意義

本市では、平成22年12月に「土岐市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、省エネルギー、廃棄物の排出抑制やリサイクルなどに取り組み、環境への負荷が少ない循環型社会の構築を進めている。

土岐市分別収集計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第8条に基づき、一般廃棄物の太宗を占める容器包装廃棄物を分別収集するための基本的事項及び容器包装廃棄物の排出の抑制に係る推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向※「廃棄物処理の優先順位」について、以下に示す。

【廃棄物処理の優先順位】

- I. できる限り廃棄物を出さない。(Reduce)
- II. 同じ形状のまま再利用する。(Reuse)
- III. 物質として再資源化し、再生品を優先利用する。(Material Recycle)
- IV. エネルギーを回収して利用する。(Thermal Recycle)
- V. やむを得ず排出される廃棄物は適正に処理する。

※土岐市一般廃棄物処理基本計画 基本的方針

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間（令和10年3月まで）とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
容器包装廃棄物	796.0 t	786.7 t	777.4 t	767.7 t	757.9 t

【内 訳】

	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
缶類	104.3 t	103.1 t	101.9 t	100.6 t	99.3 t
びん類	261.5 t	258.5 t	255.4 t	252.2 t	249.0 t
紙パック	3.7 t	3.6 t	3.6 t	3.6 t	3.5 t
段ボール	305.5 t	301.9 t	298.3 t	294.6 t	290.9 t
ペットボトル	120.8 t	119.4 t	118.0 t	116.5 t	115.0 t
白色トレイ	0.2 t	0.2 t	0.2 t	0.2 t	0.2 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

住民・事業者・行政は協働して、それぞれの立場で容器包装の排出抑制を推進する必要があることから、以下に示す施策体系の取り組みにより、効果的、総合的に推進するものとする。

(1) 行政の役割

①環境教育、普及啓発の充実

ごみの減量化・再生利用、適切な分別に関する適切な啓発や情報提供を行う。また、ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場において、副読本の活用やごみ処理施設の見学などを通じた環境教育に積極的に取り組む。

②集団回収の支援

減量化・資源化事業促進奨励金交付要綱による奨励金の交付、回収機材の貸与によって、集団回収を支援する。

(2) 住民の役割

①ごみ排出ルールの徹底

ごみ分別を徹底することにより、容器包装廃棄物を含めたごみの排出抑制を図る。

②消費行動での環境配慮

商品の購入に当たっては、自ら買い物袋やマイバック、リターナブル容器等を持参し、また簡易包装化されている商品及び詰め替え可能な商品を用いている商品等を選択消費することによって、できる限り容器包装廃棄物の排出抑制に取り組む。

(3) 事業者の役割

①過剰包装の抑制

物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等がごみとなった場合に適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、容器包装の簡易化、繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造又販売に努める。

②流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制

容器包装の利用、製造にあたっては、リターナブル容器による惣菜の量り売り等を推進することにより容器包装廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、容器包装の規格化や材料、構造面における工夫を行い、内容物の詰め替え方式を採用すること等により容器包装の減量に積極的に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	5 年度		6 年度		7 年度		8 年度		9 年度	
主としてスチール製の容器	50.3 t		49.7 t		49.1 t		48.5 t		47.9 t	
主としてアルミ製の容器	54.0 t		53.4 t		52.8 t		52.1 t		51.4 t	
無色のガラス製容器	(合計) 110.7 t		(合計) 109.4 t		(合計) 108.1 t		(合計) 106.7 t		(合計) 105.3 t	
	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量
	0 t	110.7 t	0 t	109.4 t	0 t	108.1 t	0 t	106.7 t	0 t	105.3 t
茶色のガラス製容器	(合計) 106.6 t		(合計) 105.4 t		(合計) 104.1 t		(合計) 102.8 t		(合計) 101.5 t	
	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量
	0 t	106.6 t	0 t	105.4 t	0 t	104.1 t	0 t	102.8 t	0 t	101.5 t
その他ガラス製容器	(合計) 44.2 t		(合計) 43.7 t		(合計) 43.2 t		(合計) 42.7 t		(合計) 42.2 t	
	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量
	0 t	44.2 t	0 t	43.7 t	0 t	43.2 t	0 t	42.7 t	0 t	42.2 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3.7 t		3.6 t		3.6 t		3.6 t		3.5 t	
主として段ボール製の容器	305.5 t		301.9 t		298.3 t		294.6 t		290.9 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のものの	(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t	
	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 120.8 t		(合計) 119.4 t		(合計) 118.0 t		(合計) 116.5 t		(合計) 115.0 t	
	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量
	120.8 t	0 t	119.4 t	0 t	118.0 t	0 t	116.5 t	0 t	115.0 t	0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のものの	(合計) 0.2 t		(合計) 0.2 t		(合計) 0.2 t		(合計) 0.2 t		(合計) 0.2 t	
	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量
	0 t	0.2 t	0 t	0.2 t	0 t	0.2 t	0 t	0.2 t	0 t	0.2 t
上記のうち 白色トレイ	(合計) 0.2 t		(合計) 0.2 t		(合計) 0.2 t		(合計) 0.2 t		(合計) 0.2 t	
	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量
	0 t	0.2 t	0 t	0.2 t	0 t	0.2 t	0 t	0.2 t	0 t	0.2 t

(注1) 独自処理量とは、指定法人による引取りではなく、市が独自に処理を行う予定量を示す。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み＝（直近年度別の分別基準適合物等の収集実績）×[人口変動率※]

※人口変動率は、第6次土岐市総合計画における自然推移による推計人口を参考に次のとおり設定した。

人口変動率

（単位：人）

5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
53,073	52,450	51,827	51,178	50,530
(対前年度比) 93.75%	(対前年度比) 98.83%	(対前年度比) 98.81%	(対前年度比) 98.75%	(対前年度比) 98.73%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は現行の収集体制を活用し、集積場回収及び公民館等機関施設での拠点回収により実施する。

市実施分以外では生活学校、PTA等市民団体等の集団資源回収により、アルミ製の容器、ガラス製リタナブル容器、紙パック並びに段ボールの分別収集を実施する。

容器包装廃棄物の種類		分別の区分	回収方式	収集・保管	資源化
金 属	主としてスチール製の容器	缶	集積場回収	市	市委託業者
	主としてアルミ製の容器		集積場回収	市	市委託業者
			集団資源回収	実施団体	団体委託業者
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん	集積場回収	市	市委託業者
	茶色のガラス製容器		集団資源回収※ ※リターナブル容器のみ	実施団体	団体委託業者
	その他のガラス製容器				
紙 類	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック	集積場回収	市	市委託業者
			集団資源回収	実施団体	団体委託業者
	主として段ボール製の容器	段ボール	集積場回収	市	市委託業者
			集団資源回収	実施団体	団体委託業者
	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	—	—	—	—
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	集積場回収	市	市委託業者
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ	拠点回収	市	市委託業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

(1) 排出・運搬段階における分別収集の用に供する施設計画

収集に係る 分別の区分	収集容器	回収場所	収集車
缶類	ペットボトル再生品 収集ネット	集積場	ルート式パッカー車
ガラス製容器	プラスチックコンテナ	集積場	ルート式パッカー車
紙パック	—	集積場	プレス式パッカー車
段ボール	—	集積場	プレス式パッカー車
ペットボトル	ペットボトル再生品 収集ネット	集積場	ルート式パッカー車
ペットボトル以外の プラスチック製容器 (白色トレイ)	ネット付金属かご	拠点施設 (公民館・支所)	ダンプトラック

(2) 中間処理段階における分別収集の用に供する施設計画

分別収集した容器包装廃棄物は、すでに整備している中間処理施設や法に基づき指定を受けたストックヤード等において、分別基準に適合した処理・保管を行うとともに、再商品化に向けて、必要に応じた施設整備の措置を行うものとする。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

市が設定した資源化再利用対象物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、住民や事業者、行政からの委員で構成される土岐市廃棄物源量化等推進審議会の活動を推進するとともに、自主的な地域リサイクル活動として実施する集団回収事業を支援するため、奨励金の交付を行うものとする。

また、地球環境問題の重要課題の一つとなっている地球温暖化防止対策への取り組みとして、本計画の対象としていない「その他プラスチック容器包装」の分別収集の試験導入を図るため、土岐市廃棄物減量化等推進審議会等で検討し、CO²の削減を図るものとする。